



レセプト情報・特定健診等 情報データベースの利活用について －これまでの議論から－

2014年10月4日 Seagaia Meeting 2014

京都大学医学部附属病院 診療報酬センター

加藤 源太 (qq9f8hn9@kuhp.kyoto-u.ac.jp)

KYOTO UNIVERSITY

- 1.研究者向け第三者提供の経緯について
- 2.民間利用の議論について
- 3.オンサイトセンターの開設について
- 4.DPCデータの提供について

1.研究者向け第三者提供の経緯について

2.民間利用の議論について

3.オンサイトセンターの開設について

4.DPCデータの提供について



高齢者の医療の確保に関する法律

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
 - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

レセプト情報・特定健診等情報データベースの利用

高齢者医療確保法に基づく利用

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

都道府県

医療費適正化計画の作成等
のための調査及び分析等

国による分析等

結果の公表

国が公表する結果のほか、都道府県が、国に対し、医療費適正化計画の評価等に必要な情報の提供を要請し、入手

都道府県による分析等

左記目的以外の利用

厚生労働省内の他部局、他課室
関係省庁・自治体

左記以外の主体
(研究機関等)

医療サービスの質の向上等を
目指した正確なエビデンスに
基づく施策の推進

- 感染症などの疾患の実態把握に基づく施策
- 介護給付費と医療費の実態把握に基づく施策 等

※所掌事務の遂行に必要な範囲内
であることが前提

- 左記のような施策に
有益な分析・研究
- 学術研究の発展に
資する目的で行う
分析・研究

レセプト情報等の提供に関する有識者会議における審査

- ※データ利用の目的や必要性等について審査
- ※データ利用の目的として「公益性の確保」が必要

データ提供の
可否について
大臣に助言

大臣決定

レセプト情報について

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料より

○ レセプトについて

保険診療を行った医療機関は、診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬(医療費)を毎月の月末に患者一人一人について集計した上で、患者一人につき、外来と入院を別々にした明細書を作成し、審査支払機関を経由して保険者へ診療報酬を請求する。この明細書をレセプト(診療報酬請求明細書)という。

○ レセプトに記載されない診療

レセプトは保険診療に関する診療報酬明細書であるため、主に保険外の診療はレセプトデータとして記録されない。

(例)

・業務上の負傷・疾病(労災保険の適用) ・健康診断 ・交通事故 ・予防医療 ・妊娠、分娩 等

○ レセプトに記載されている主な項目

・傷病名 ・診療開始日、診療実日数 ・医療機関コード ・初診再診、時間外等 ・医学管理 ・投薬 ・注射 ・処置
・手術 ・検査 ・画像診断 ・請求点数 等

○ 記載項目の変化

・算定日情報(平成24年4月診療分以降必須に)

新明細書の記載要領

(医科・歯科・調剤/DPC)

平成22年4月版

社会保険研究所

目次

1 請求書・明細書等の記載要領	
診療報酬請求書等の記載要領等について	5
■診療報酬請求書等の記載要領	
Ⅰ 一般的事項	5
Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領	6
Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領	73
Ⅳ 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項	110
■診療録等の記載上の注意事項	130
■別添1 診療報酬請求書一覧表	143
■別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領	144
○関連告示	
・療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式	149
○関連通知等	
・「低薬価薬剤の審査等の具体的取扱い方針」について(抄)	168
・医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について(抄)	171
・医療観察診療報酬明細書等の記載要領について(抄)	173
・診療報酬明細書等の記載方法について	182
・疑義解釈資料の送付について(その1)(抄)	184
2 DPCの記載要領	
厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について	187
■診療報酬請求書等の記載要領	187
3 診療報酬明細書添付資料	
■診療報酬明細書に添付する資料について	201
○根拠省令・告示等	203
4 参考資料	
■参考1 診療録等の記載方法等について	211
■参考2 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について	212
■参考3 保険者番号等の設定について	217
■参考4 生活保護法による医療扶助における医療券等様式(診療報酬等請求様式)の変更について	225
■参考5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る医療に関する費用の請求事務について	229
■参考6 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について	231
■参考7 特別療養費に係る療養についての事務処理について	234
■参考8 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(抄)	236
■参考9 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について	242
■参考10 保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて	254
■参考11 薬剤使用に関する明細書のその他の記載について	265
■参考12 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について(抄)	272
■参考13 診療情報の提供等に関する指針の策定について	283
■参考14 診療報酬明細書等の被保険者等への開示について	286
■参考15 健康保険組合における文書の整理及び保存の取扱いについて	287
■参考16 健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて	296

特定健診・特定保健指導情報について

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料より

○ 特定健診・特定保健指導について

平成20年度より、医療保険者に対し、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査および保健指導の事業実施を義務付けている。そして健診の結果、一定の基準に該当する者に対しては、生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して特定保健指導の実施を義務付けている。

○ 特定健診・特定保健指導情報に含まれる主な項目

・受診情報(実施日等) ・保険者番号 ・特定健診機関情報(機関番号のみ) ・受診者情報の一部(男女区分、郵便番号) ・健診結果／問診結果 ・保健指導レベル ・支援形態 等

特定健診・特定保健指導とは…厚生労働省ホームページより

糖尿病等の生活習慣病については、若い時からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えており、生活習慣を見直すための手段として、特定健康診査の実施や、その結果、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった方々に対して、お一人お一人の状態にあった生活習慣の改善に向けたサポート(特定保健指導)を実施することとしております。

○ 特定健康診査

次の項目を実施します。

■基本的な項目			
○質問票（服薬歴、喫煙歴等）	○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）		
○血圧測定	○理学的検査（身体診察）	○検尿（尿糖、尿蛋白）	
○血液検査			
・脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）			
・血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）			
・肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）			
■詳細な健診の項目（※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施）			
○心電図		○眼底検査	○貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

○ 特定保健指導

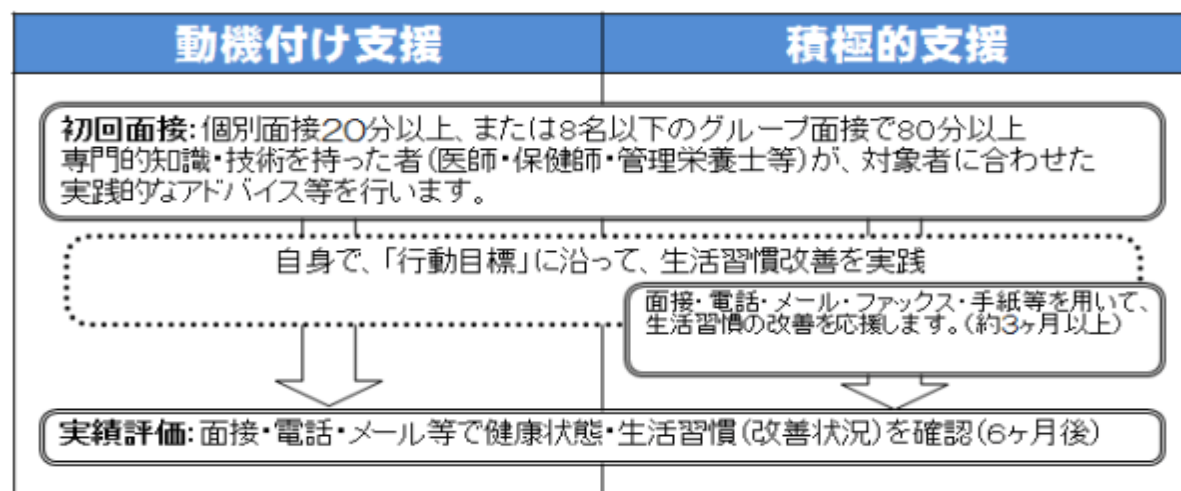
特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医師や保健師や管理栄養士等が対象者お一人お一人の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートをします。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。(よりリスクが高い方が積極的支援となります)

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

(注)喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

特定保健指導の内容



レセプト情報・特定健診等情報(レセプト情報等)の収集経路

第5回 レセプト情報等の提供に関する事前説明会資料

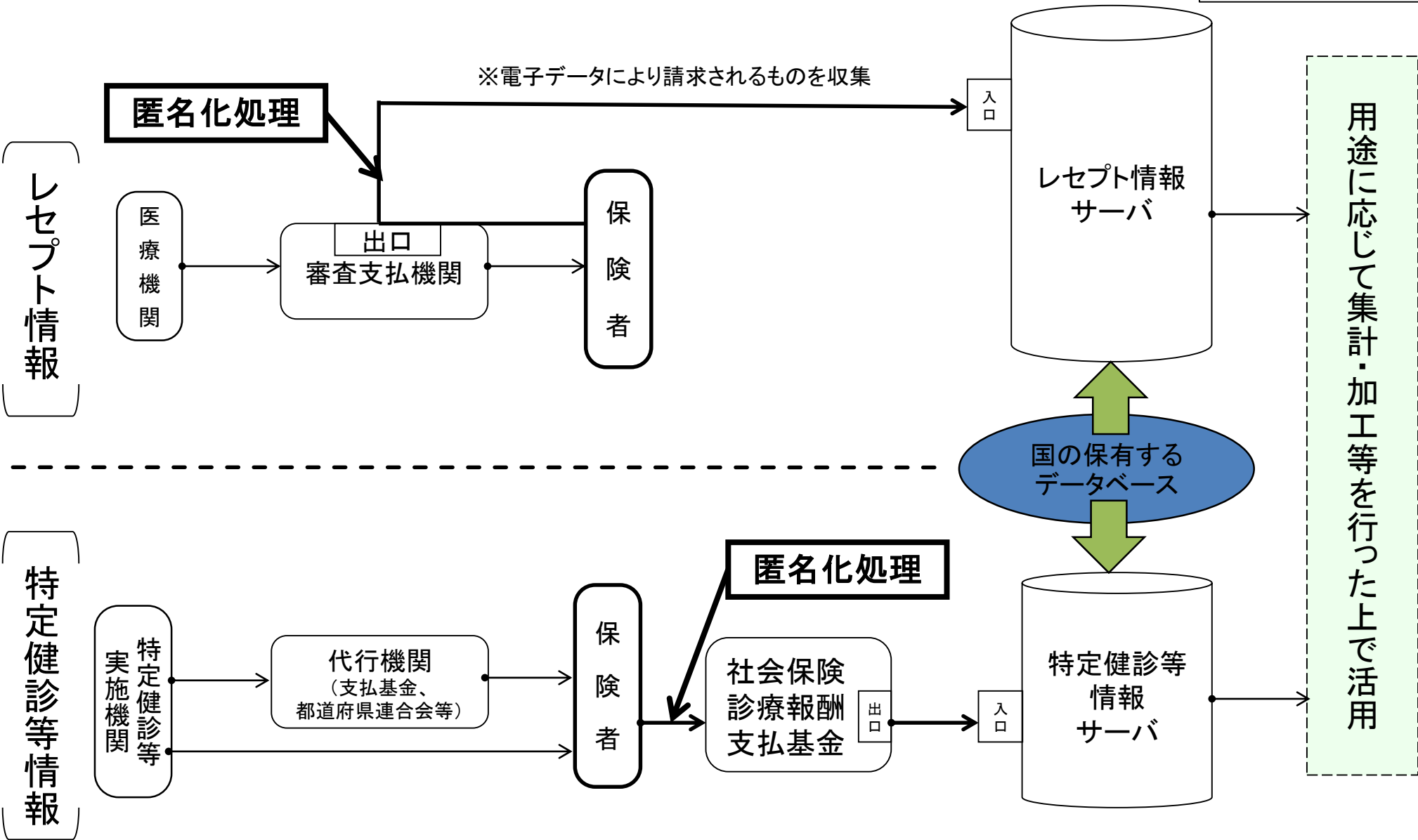
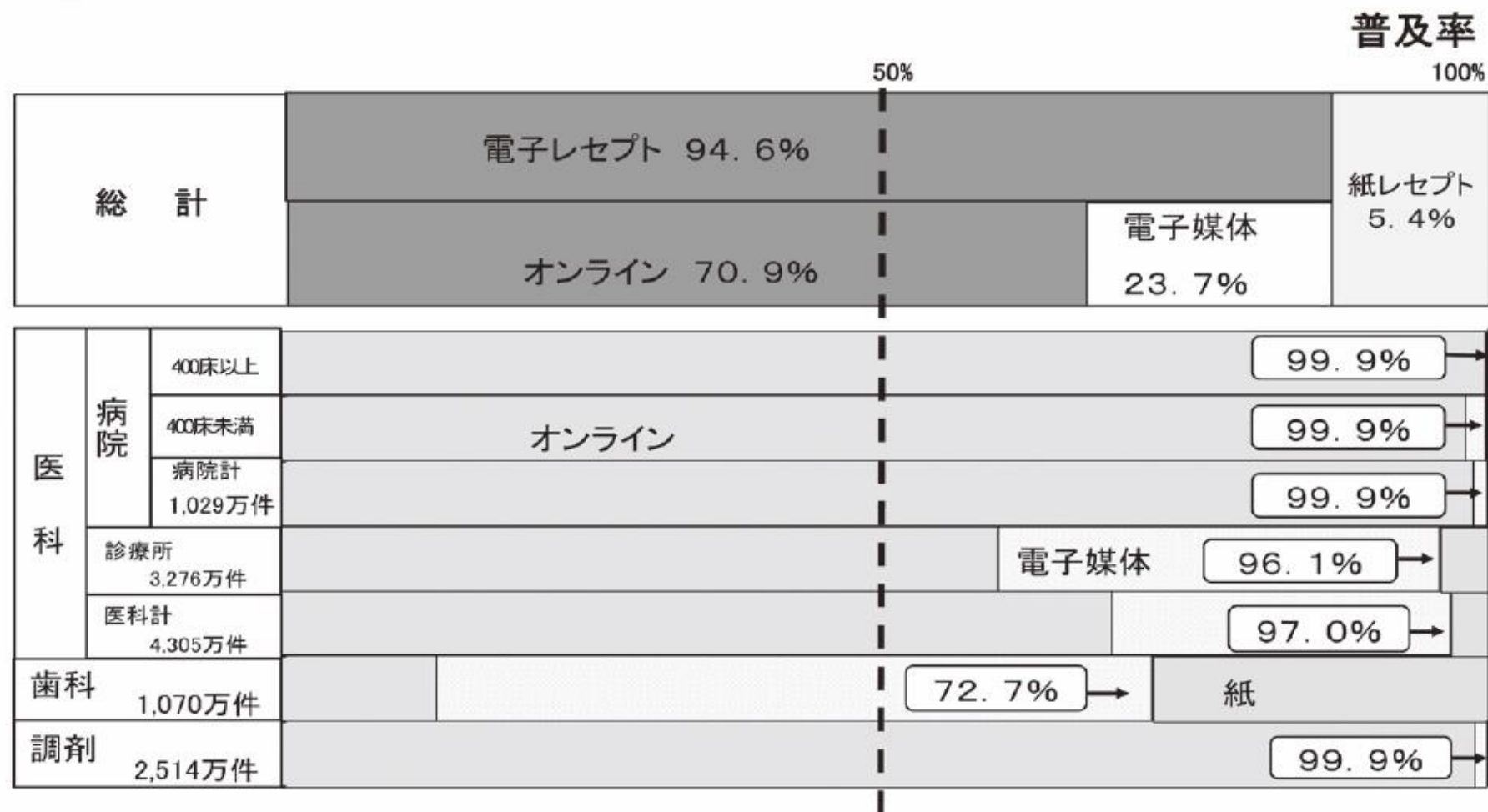


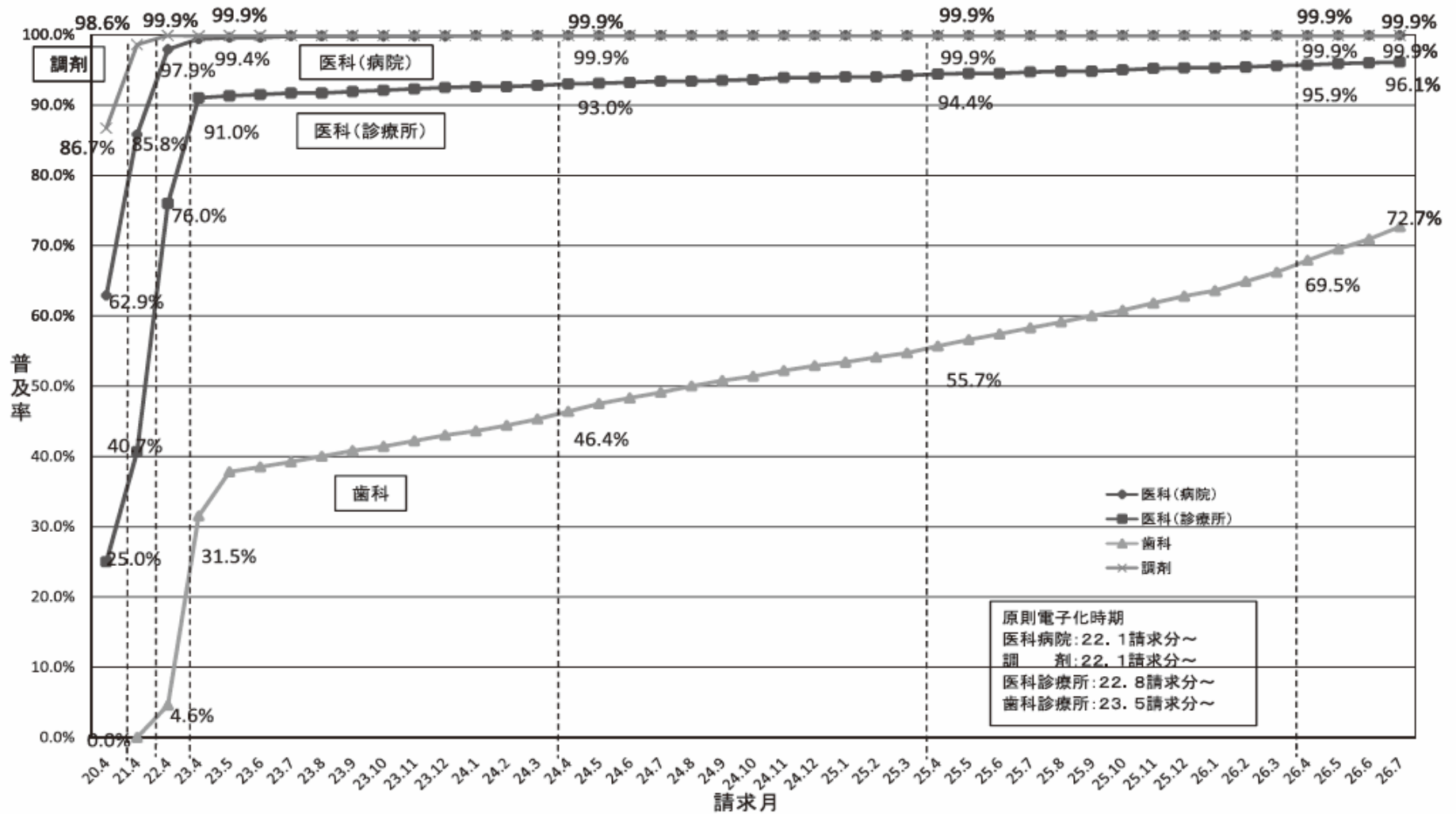
図1 電子レセプト請求書普及状況（件数ベース）（平成26年7月請求分）



資料：社会保険診療報酬支払基金調べ

（月刊『統計』2014年10月号より）

図2 医療機関のレセプト電子化の推移（レセプト件数ベース）



資料：社会保険診療報酬支払基金調べ

(月刊『統計』2014年10月号より)

レセプト共通レコード
(RE レコード)

医療機関情報レコード
(IR レコード)

保険者レコード
(HO レコード)

傷病名レコード
(SY レコード)

医薬品レコード
(IY レコード)

診療行為レコード
(SI レコード)

注)上記は、紙レセプトと各レコードの関係をイメージするために図示したものであり、細部は正確ではない。

カルテ番号等 sample-ika-079 受付番号: 2205-00,002,138 000000-00-0000 ページ番号: 000,001-000
レセプト番号: 000,023 性別: 性別 年齢: 19歳 診断書番号: 提出先: 1社保 検索: 910000213

診療報酬明細書 (医科入院外) 平成 22年 4月分 県番: 13 医科: 9999913 1医科 1社保 1単独 8高外一

公費① 公受① 公費② 公受②

保険者番号 06132013 給付割合

記号・番号 1234567 79

氏名 サンプル 79 特記事項

保険医療機関 東京都港区新橋 診療所の所在地及び名称 サンプル医科クリニック1 ()床

傷病名 ①糖尿病(主) ②肝障害 ③高血圧症(主)

診療開始日 ①平14年 6月19日 ②平14年 6月19日 ③平15年 7月16日

回数 点数 公費負担点① 公費負担点②

①初診	02	ディオバン錠 80mg	1錠			
②再診		ノルバスクOD錠 5mg				
③外来			1錠			
④時間		アベマイド錠 250mg				
⑤休診			0.5錠	19×	35	
⑥医学管理						
⑦在宅		03	ジベトス錠 50mg	2錠	2×	35

⑧内服薬	⑨処方	2回	107		
⑩外用薬	⑪麻薬	回			
⑫調剤	⑬調剤	8			
⑭注射	⑮皮下筋肉内	回			
⑯静脈内	⑰その他	回			
⑱処置	⑲処置	回			
⑳手術	㉑手術	回			
㉒麻酔	㉓検査・病理	6回	414		
㉔検査	㉕画像診断	回			
㉖その他	㉗その他	回			

請求 1,619点 ※決定 1,619点 一部負担金額

療養の給付 ① 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点

患者名「サンプル79」の紙レセプト

患者名「サンプル79」: 電子レセプトのデータ

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料

IR	1	13	1	9999913		サンプル医科クリニック1
RE	23	1118	42204	サンプル 79	1	3120628
HO	6132013	1234567	79	1	1619	
SY	2500013	4140619	1			1
SY	5739014	4140619	1			
SY	8833421	4150716	1			1
SI	12	1	112007410		69	1
SI	12	1	112011010		52	1
SI	13	1	113001810		225	1
SI	21	1	120000710		9	1
IY	21	1	610443044	1		
IY		1	620008041	1		
IY		1	613960041	0.5	19	35
IY	21	1	620004502	2	2	35
SI	25	1	120001210		42	1
SI	25	1	120003170		65	1
SI	27	1	120001810		8	1
SI	60	1	160000310		26	1
SI	60	1	160010010		50	1
SI	60	1	160022510			
SI		1	160022610			
SI		1	160020410			
SI		1	160019410		56	1
SI	60	1	160095710		13	1
SI	60	1	160061910		144	1
SI	60	1	160061810		125	1

各数値の詳細等は、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(医科用)」を参照。

<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>

同一人として特定する方策：ハッシュ関数の採用

第5回 レセプト情報等の提供に関する事前説明会資料

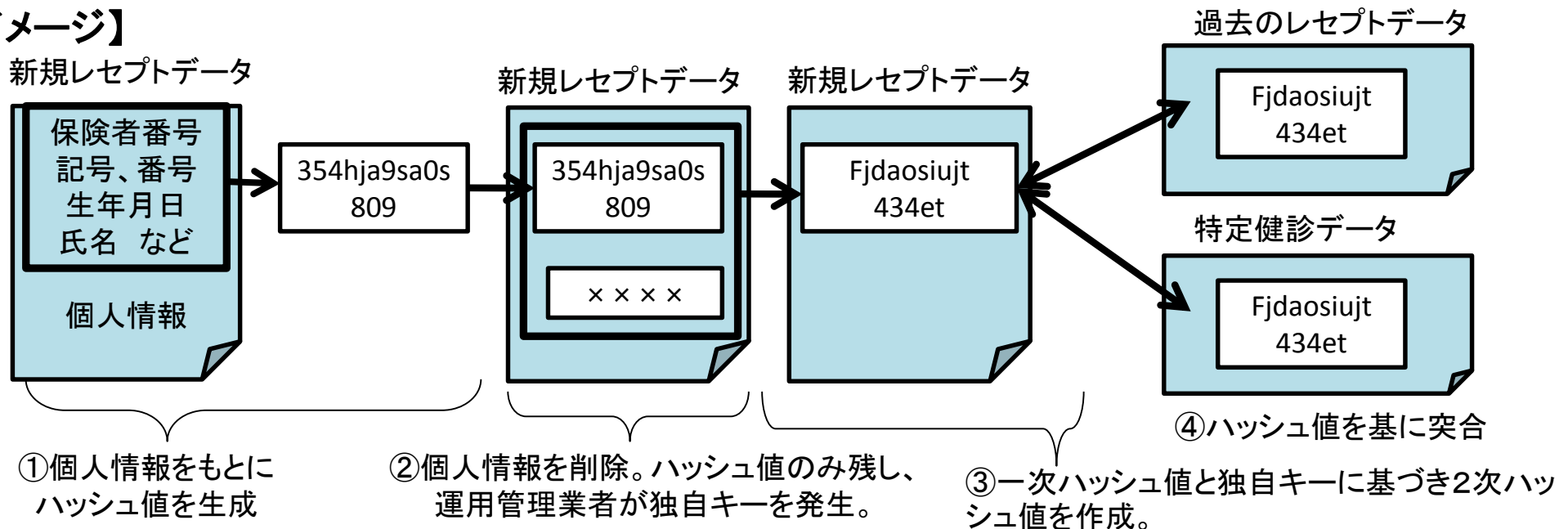
以下の特徴を持つ「ハッシュ関数」を用いることで、個人の特定につながる情報を削除（「匿名化」）した上で、同一人物の情報であることを識別できるようにし、データベースへ保管している。

【ハッシュ関数の特徴】

- ①与えられたデータから固定長の疑似乱数（ハッシュ値）を生成する。
- ②異なるデータから同じハッシュ値を生成することは極めて困難。
- ③生成された値（ハッシュ値）からは、元データを再現することは出来ない。

※ 個人情報（氏名、生年月日等）を基にしてハッシュ値を生成し、それをIDとして用いることで個人情報を削除したレセプト情報等について、同一人物の情報として特定することが可能。

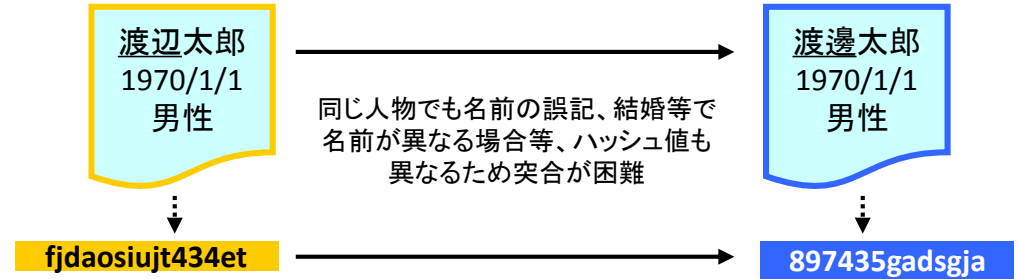
【イメージ】



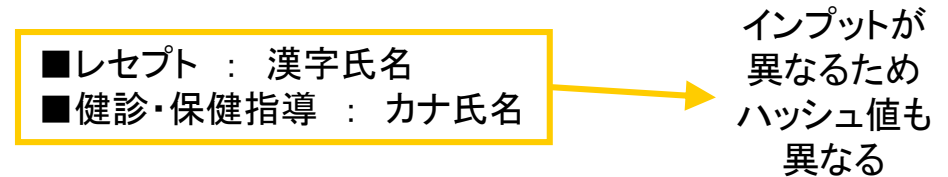
ハッシュ関数についての留意点

ハッシュ関数自体、及びそのインプットとなる個人情報の管理状況から、同一人物の情報の紐付けを完全には行うことが困難である。

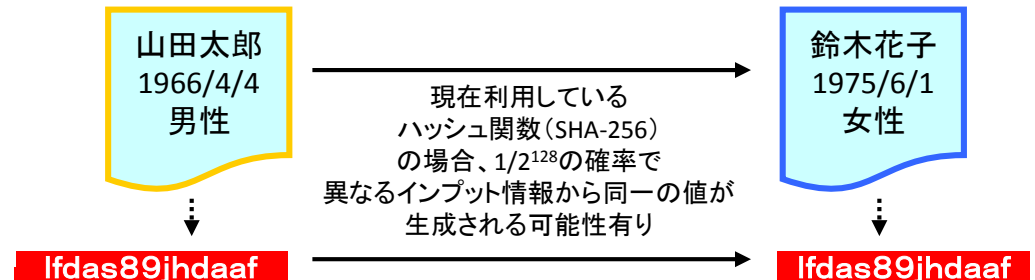
- ① 個人情報(保険者番号、被保険者証等記号・番号、生年月日、性別、氏名)をもとにハッシュ値を生成するため、これらの情報に変化があった場合、突合が困難



- ② レセプト情報と健診・保健指導データでは氏名の記載ルールが異なる



- ③ ハッシュ関数の技術的特性として、極めて小さい確率ではあるが、異なる入力情報から同一のハッシュ値が生成される可能性がある。



※ データ提供時には、ハッシュ関数の限界を踏まえたうえで、可能な範囲でデータを紐付けて提供することとしている。

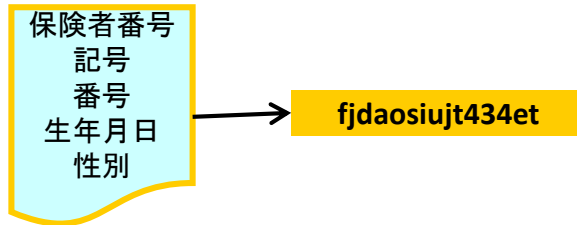
ハッシュ関数の課題への対応

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料

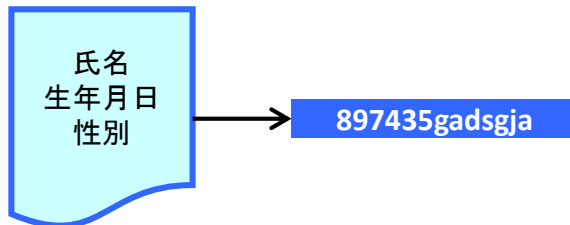
前ページの留意点に対応するため、現在、情報に変化しうる「保険者番号／被保険者証等記号・番号」及び「氏名」について、それぞれ別のハッシュ関数を生成させ、データの突合の精度を向上させている。

ハッシュ値を2つ生成させる

- 1)「保険者番号」「被保険者証等記号・番号」「生年月日」「性別」からハッシュ値①を生成させる。



- 2)「氏名」「生年月日」「性別」からハッシュ値②を生成させる。



対応可能なケース

ケース1(記号・番号変更)

転職などで保険者番号、記号・番号が変更になった場合

ハッシュ値②により紐付けが可能

※ただし、年月日・性別・氏名について同一の人物がいた場合、紐付けが不可能となる。

ケース2(氏名変更)

氏名の記載ミス、結婚などで氏名が変更になった場合

ハッシュ値①により紐付けが可能

※ただし、生年月日、性別について同じ人物が同一記号・番号内に2名以上、存在した場合、紐付けが不可能となる。(双子など)

ケース3(レセプトと健診・保健指導データの紐付け)

氏名の記載ルールが異なるレセプトと健診・保健指導データを紐付ける場合

ハッシュ値①により紐付けが可能

※ただし、生年月日、性別について同じ人物が同一記号・番号内に2名以上、存在した場合、紐付けが不可能となる。(双子など)

対応不可能なケース

記号・番号と氏名ともに変更があった場合

- ・結婚などで保険者が変更、氏名が変更になった場合
- ・転職などで保険者が変更、氏名の記載ミスがあった場合

日経コンピュータ 2014年2月20日号

“動かないコンピュータ”

「厚生労働省
約1600万人のメタボ健診データを生かせず
入力時に全角/半角が混在し、突合不能に」



(参考)

日経コンピュータ 2014年10月2日号

“動かないコンピュータ”

「『オバマケア』中核システムに重大問題
大規模障害後もセキュリティ対策に不備」

(1) ユースケースで比較する番号の整理 (この資料での想定)

① マイナンバー(個人番号)

② 医療等分野の見える番号

※医療等分野で利用するための番号として、仮に、マイナンバーとは別に、新たに住民票コード等から、国民1人1番号の見える番号を発行した場合を想定

③ 医療等分野の符号(見えない番号)

※仮に、マイナンバーのリンクコード(機関別符号)を変換する方法等により、国民1人1番号で重複がなく、かつ、番号制度の情報提供ネットワークとはリンクしない、医療等分野で利用される「見えない番号」を発行した場合を想定

④ 保険者番号 + 被保険者証の記号・番号

⑤ 医療機関No. + 患者ID

既存の番号

(8) 医療連携、医療介護連携等における番号の利用 (4/4)

情報連携に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩等による不正利用のリスクが高まる (不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある) ・各施設や医療情報連携サービス(仮称)が特定個人情報を扱えるよう法改正が必要 ・医者など人の介在が必要である ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩等による不正利用のリスクが高まる (影響は医療等分野に限定することができる) ・医者など人の介在が必要である ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい
保険者番号 + 被保険者証の記号・番号	達成できない ※同一世帯で同じ番号を用いるため、個人を特定できない		-
医療機関No + 患者ID	達成できない ※各施設の「医療機関No + 患者ID」を紐づける別の番号が必要		-

(9) 研究分野における番号の利用 (4/4)

前向きコホート研究に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・成りすまし等の不正利用のリスクが高まる（不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある） ・的確な脆弱性対策が必要 ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・成りすまし等の不正利用のリスクが高まる（影響は医療等分野に限定することができる） ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい
保険者番号＋被保険者証の記号・番号	達成できない ※同一世帯で同じ番号を用いるため、個人を特定できない		—
医療機関No＋患者ID	達成できない ※各施設の「医療機関No＋患者ID」を紐づける別の番号が必要		—

レセプト情報等の提供依頼の申出を行える者の範囲など

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料

提供依頼申出者の範囲

- ①国の行政機関
- ②都道府県
- ③研究開発独立行政法人等
- ④大学(大学院含む)
- ⑤医療保険者の中央団体
- ⑥医療サービスの質の向上等をその設立目的の趣旨に含む国所管の公益法人
- ⑦提供されるデータを用いた研究の実施に要する費用の全部又は一部を国の行政機関から補助されている者

※①から⑥に所属する常勤の役職員が対象。

(考え方)

- ① 試行期間においては、手数料の法的根拠や情報漏洩等に対する法的罰則がないことや、
- ② 専任の職員が少なく審査における事務局の体制も十分でない中、限られた人員で出来る限り効率的に公益性の高い研究に情報提供を行う必要があること

から、提供依頼申出を行える者を一定の範囲に限定した。公的補助金(厚生科研費等)を受けている場合を除き、基本的に営利企業は対象外とした。試行期間を終えた平成25年度以降も申出者は上述の範囲に限定しているが、データの利活用に関する有識者会議の議論に応じ、この範囲は今後変更されることがありうる。

データ提供の流れ・罰則について

- **レセプト情報等の提供は、私人からの「申出」に基づき、利用者と厚生労働省との私法上の契約としてデータ提供を行うもの**として整理されている。この契約は処分性のないものであり、行政不服審査法は適用されない。
- 不適切利用に対する対応も、契約上の取り決めとして利用規約に規定することとしており、利用者は厚生労働省が定める利用条件(利用規約)に同意すると誓約書を提出した上で、レセプト情報等の利用を行うこととなる。
- 具体的には、データの紛失、内容の漏洩、承諾された目的以外の利用、等の事例は不適切利用としてみなし、有識者会議の議論を経て、事例に応じてデータ提供の禁止や利用者の氏名及び所属機関の公表等の措置をとることとしている。

提供されるデータは、個人情報といえるか

第5回 レセプト情報
等の提供に関する
事前説明会資料

個人情報の定義

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項）

- ※ 照合できる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。
- ※ 一方で、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は、通常は含まれない。
（「行政機関個人情報保護法の解説（増補版）」総務省行政管理局）

- レセプト情報等は、個人の特定につながりうる情報をハッシュ関数によるIDを用いて削除したうえで収集しているため、データ単独では患者個人を特定できる個人情報とはならないといえる。
- しかし、傷病名や診療行為といった、個人に関する情報（パーソナルデータ）が含まれているため、他の「公知の情報」などと照らし合わせることで、個人が特定されてしまう可能性がないとはいえない。



➤ **個々のレセプト情報等は、個人情報に準じた情報として取り扱う必要がある**

※ 「疫学研究に関する倫理指針」との関係でいえば、その取扱いにあたっては、「個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報の保護その他の倫理的観点」から定められた研究指針である疫学倫理指針を適用する必要がある。

1.研究者向け第三者提供の経緯について

2.民間利用の議論について

3.オンサイトセンターの開設について

4.DPCデータの提供について



レセプト情報等の提供に関するワーキンググループの設置について

「レセプト情報等の提供に関するワーキンググループ開催要項」(平成26年6月19日)にて、申出者からの要望内容の集計表化を支援する有識者会議ワーキンググループの設置について、以下のごとく規定がなされたところである。

(目的)

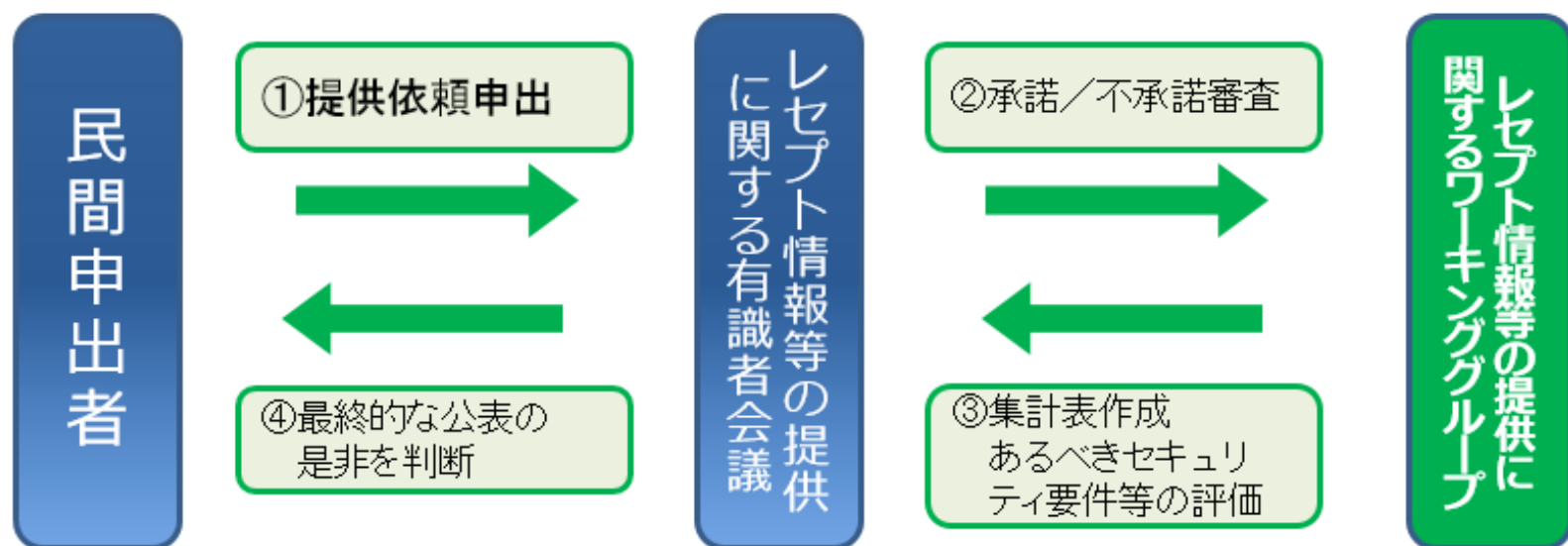
ワーキンググループは、試行的な集計表の提供を通じ課題を洗い出し、レセプト情報等の民間提供も踏まえたレセプト情報等の提供に関するガイドラインの見直しの検討を行い本会議に報告することを目的とする。

(検討項目)

- (1) 民間の試行的な申出に対するデータ提供を踏まえた利用者の範囲
- (2) 民間にデータ提供する場合のデータ項目を集計した集計表の作成方法、セキュリティ要件及び公募要件等

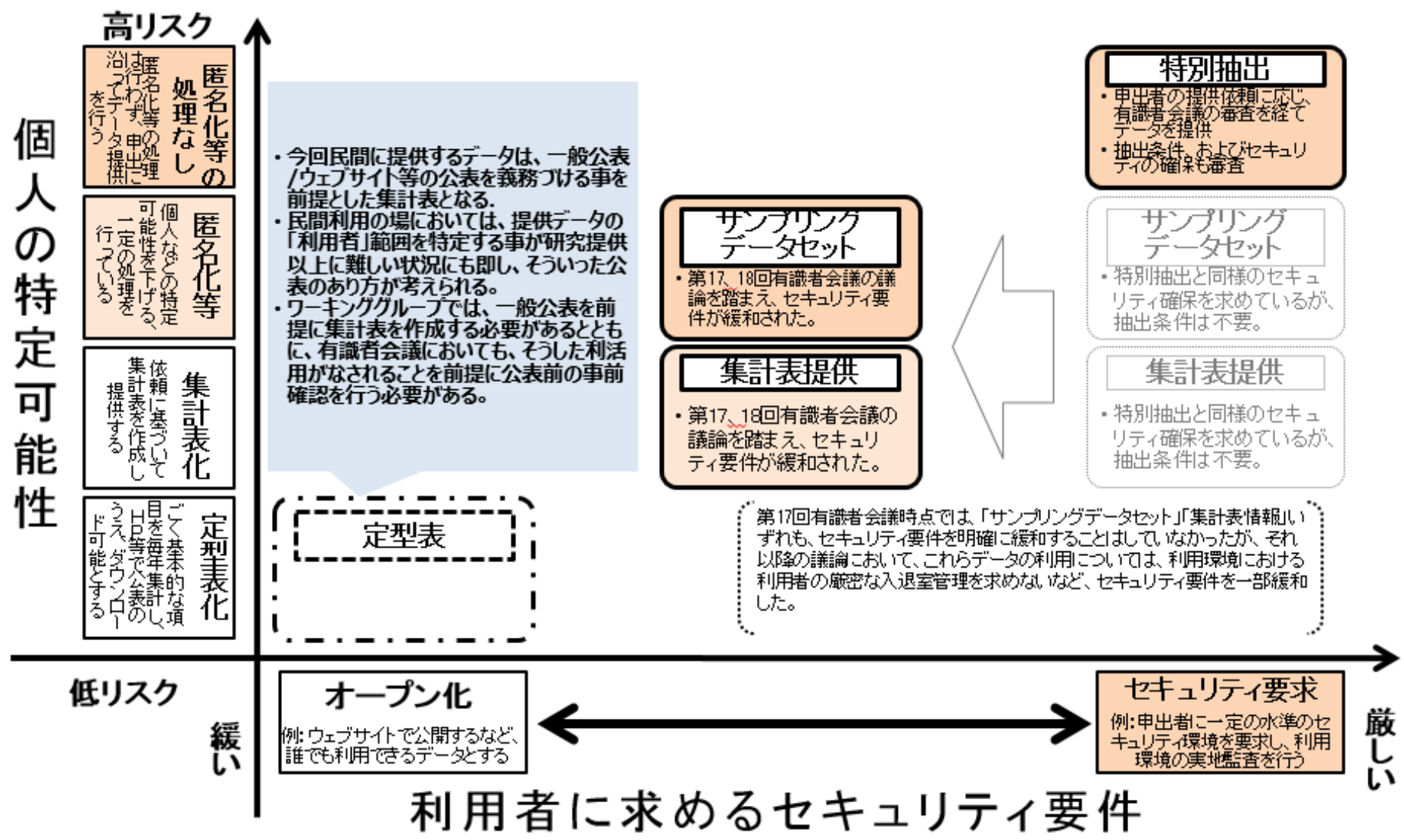
- ワーキンググループの役割は集計表作成やその他民間利用に関する事項の検討を行い、有識者会議に対して提言することであり、**模擬申出における承諾／不承諾の審査には関わらない。**
- ワーキンググループにて申出に対応した集計表を作成し、有識者会議、ひいては申出者に提供するという運用は、現在のところ試行期間に限定して適用される体制とされている。

参考：有識者会議との役割分担



試行期間において民間に提供される予定のデータの位置づけについて

- ▶ これまでの議論では、民間に向けて提供されるデータがこれまでの議論においてこういった種類のデータとして位置づけられるのか、また、その利用者が誰なのか、といった問題に対し、見解が一致していなかった。
- ▶ 第17回有識者会議において、提供データの種類に対して、個人の特定可能性や利用者に求めているセキュリティ要件等を基準に整理を行ったが、試行期間において民間に提供されるデータについても、同様に整理することが可能である。



民間模擬申出の概要

NO.	申出者	所属	分析・研究の名称
1	稲垣 治	日本製薬工業協会	医薬品の市販後安全性評価並びに臨床開発における ナショナルデータベース集計表の有用性の検討
2	千葉信雄	一般社団法人 日本医療機器テクノロジー協 会	医療機器の保険適用希望書記載精緻化と安定供給確保における NDB集計表の利活用の検討
3	※三菱総合研究所 齋藤 敏一	公益社団法人 スポーツ健康産業団体連合会	運動・身体活動状況と肥満、医療費および主要疾病の発生状況に 関する分析
4	※三菱総合研究所 深田 重一	富士フイルム株式会社 R&D統括本部 技術戦略部	企業・健保の医療費の抑制に向けた健康増進策と重症化予防策の 立案、マクロ調査による傾向把握と自社の各データと突合による生活 指導等
5	※三菱総合研究所 山本 高司	公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所	歯科・医科レセプトのビックデータを活用した口腔疾患と全身疾患の 関連性についての疾患・医療費の分析
6	※三菱総合研究所 菅沼 大行	カゴメ株式会社 研究開発本部	疾病リスク低減につながる野菜提供事業および地域有用農産物の 活用事業

1. 研究者向け第三者提供の経緯について
2. 民間利用の議論について
- 3. オンサイトセンターの開設について**
4. DPCデータの提供について

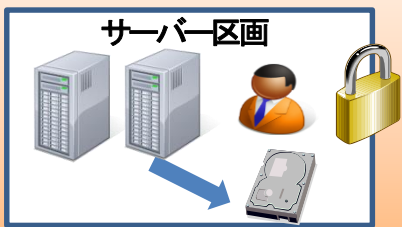
オンサイトセンターでのデータ提供（イメージ）

現在の第三者提供

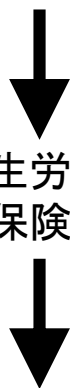


データセンター

- ▶ 依頼に応じ、データセンターのスタッフがデータを抽出し、媒体に複写する。
- ▶ 複写された媒体を、厚生労働省に送付する。
- ▶ データセンター自体は厳重なセキュリティが施されている。



厚生労働省
保険局



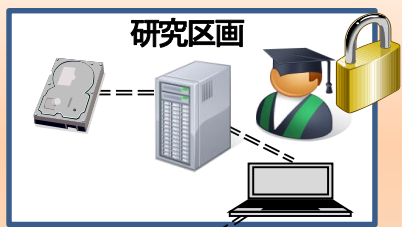
移動するのは
データ



研究機関



- ▶ 実地監査を行うものの、利用者における実際の日々の利用状況を全て把握するのは困難。
- ▶ 研究機関そのものの構造により、セキュリティに限界がある場合がある
- ▶ データ輸送時の紛失、漏洩といったリスクも存在する。



- ・ 普段の外部との接続状況は？
 - ・ 他データ混入の可能性は？
- 等々



オンサイトセンターでの利用



データセンター

- ▶ データセンターのスタッフは、オンサイトセンターで利用できるデータセットを作成するなど、利用環境の整備を中心に行う。



オンサイトセンター

- ▶ 利用者がオンサイトセンターに直接出向き、必要な集計情報を得る。
- ▶ 分析過程はすべてログ記録を残し、最終的に紙媒体で出力したものを、審査のうえ利用者に渡す。
- ▶ 窓口の人間が利用者の集計作業をサポートする。
- ▶ データセンター近隣や研究機関などに、十分にセキュリティを確保した施設として整備する。



厚生労働省は
利用者からの申出の
承諾／不承諾を
決定するのみ



研究機関



移動するのは
利用者

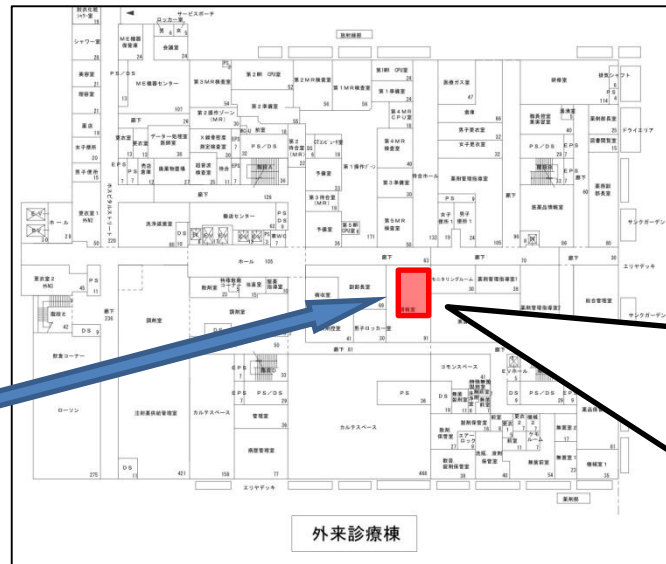
- ▶ 利用者が申出を行い、厚生労働省が承諾すれば、利用者が直接オンサイトセンターに行き、データの集計を行う。
- ▶ 研究機関にデータが渡ることはない。

京都大学オンサイトセンター：位置（現段階の素案）

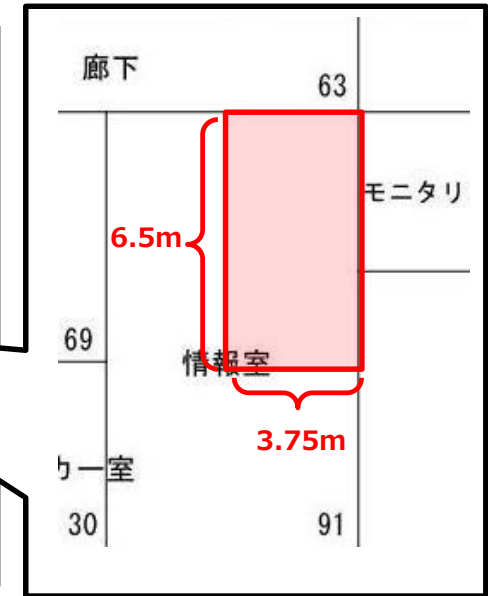
(京大病院 地下1階)



(京大病院 地下1階)



(オンサイトセンター)

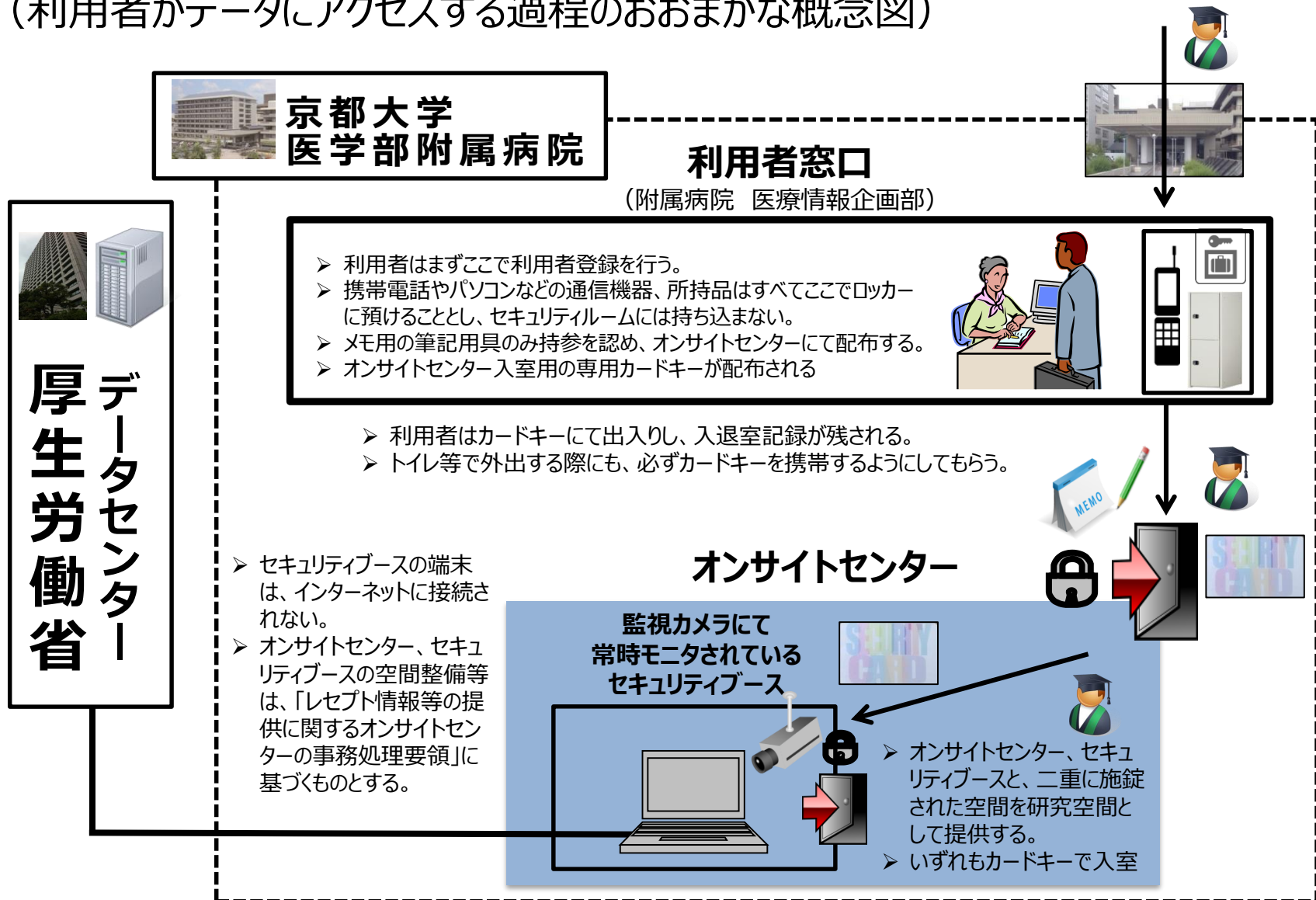


空間の広さ：6.5m×3.75m

24.38^m₂

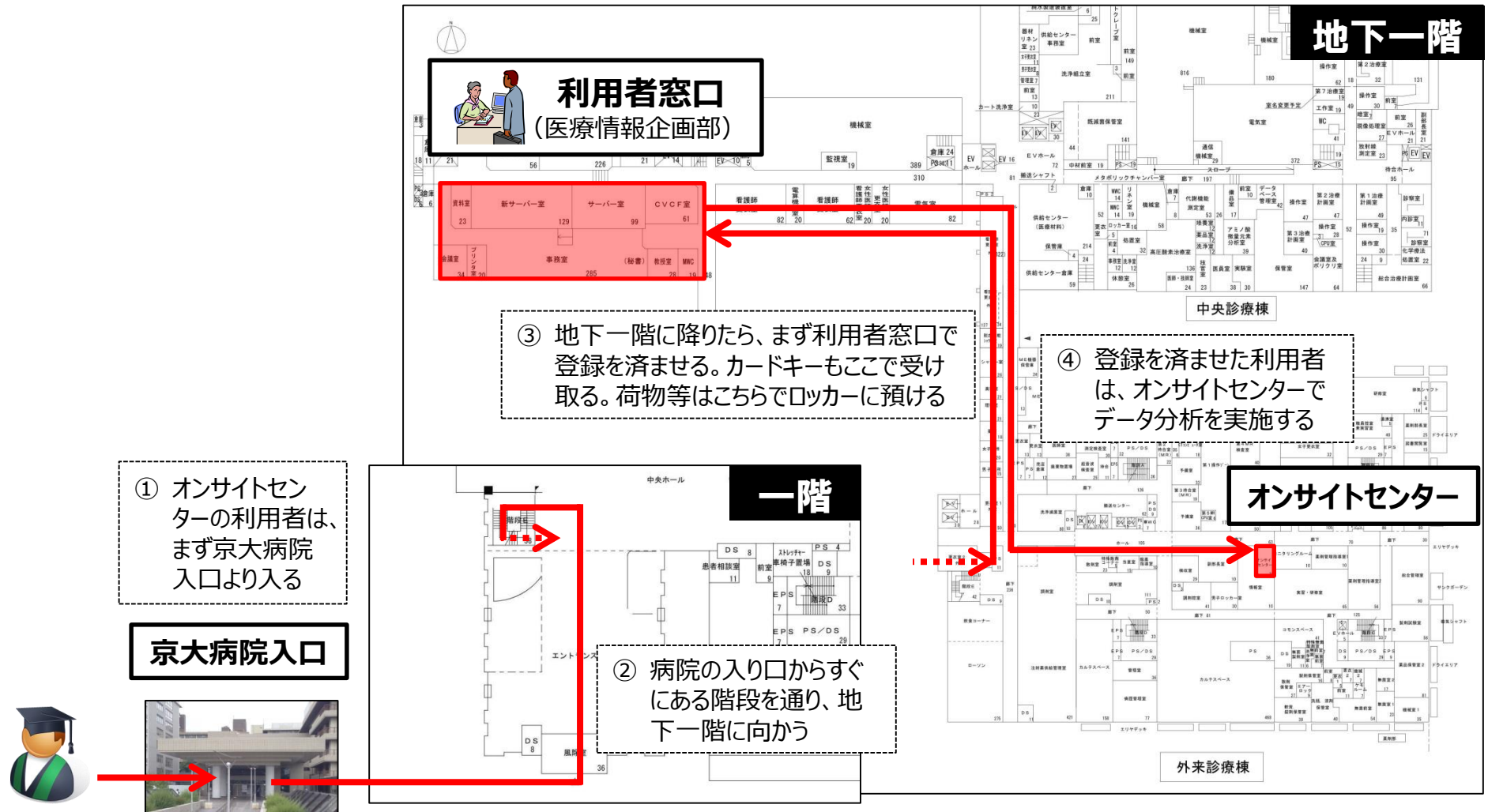
京都大学オンサイトセンター：運用イメージ（現段階の素案）

（利用者がデータにアクセスする過程のおおまかな概念図）



京都大学オンサイトセンター：利用時のフロー（現段階の素案）

（京大病院、医療情報企画部、オンサイトセンターの配置図および利用者における動線）



オンサイトセンターに求められる機能・役割

「レセプト情報等の利用機会の充実等を推進するため
厚生労働省と連携協力協定を締結する法人の募集要項」
にて、企画書提出に際し具体的提案を求められた事項より抜粋

- レセプト情報・特定健診等情報データベースのオンサイトセンターの運営
 - ・ 大学等他の研究機関の研究者の利用の利便性に優れていること。
 - ・ 法人内を含め多くの研究者の利用が期待できること。
 - ・ 法人内でのレセプト情報等の研究実績を有するものの数
 - ・ 法人内に情報安全利用施設を構築するためのスペースを提供できること。
 - ・ 運営体制を確保できること。
- レセプト情報等の第三者へのデータ提供制度に関する普及・啓発
 - ・ レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインに基づきレセプト情報等の提供を受けた実績がある者による対応体制が整えられること。
- レセプト情報等に関する研究
 - ・ 研究体制が整えられること。
 - ・ レセプト情報等に関する研究テーマを提案すること。
- その他
 - ・ 協定書の目的を達成するために有益な提案

- 1.研究者向け第三者提供の経緯について
- 2.民間利用の議論について
- 3.オンサイトセンターの開設について
- 4.DPCデータの提供について**

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

③ 医療品質情報の更なる開示、介護サービスの質の改善

医療・介護サービスの質の向上に資するよう、以下の取組みを行う。

- ・「医療の質の評価・公表等推進事業」を活用して、自治体病院等の公設・公的病院について病院間の横比較を可能とするようなデータの開示を促す。
- ・**DPCデータ（集計表データ）について、第三者提供の本格的な運用に向け、今年度より、試験的に運用を開始する。**
- ・介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて、今年度末までに検討し、その結果を公表する。

有識者会議におけるこれまでの議論より

- DPCデータは、データがより詳細であることから、各方面から活用可能性について期待が寄せられているところである。
- 一方で、レセプト情報以上に個別性の高い情報が多く含まれており、セキュリティに十分配慮した運用が求められている。
- 2014年10月3日の第22回レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、DPCデータの提供に関するガイドラインの整備が提案された。
- また、有識者会議では、試行期間においては集計表のみとすること、郵便番号は市町村単位以上の粒度に変換して提供すること、内訳に関するデータは内訳に関するすべての要素を申請すること、割合に関する申請は認めず、分子分母の値を申請すること、提供依頼申出者の範囲は国の行政機関に所属する者とするなどが確認された。

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療保険](#) > [レセプト情報・特定健診等情報提供に関するホームページ](#)

レセプト情報・特定健診等情報提供に関するホームページ

このホームページは、平成23年度より試行的に開始した「レセプト情報・特定健診等情報」の第三者提供についての概要を紹介するものです。

更新情報

- | | |
|---------------|--|
| 平成26年4月10日更新 | 第20回レセプト情報等の提供に関する有識者会議議事録を追加しました
第2回レセプト情報等の提供に関する有識者会議審査分科会議事録を追加しました |
| 平成26年4月4日更新 | レセプト情報・特定健診等情報データの利活用の促進に係る中間とりまとめについて追加しました
レセプト情報等の提供に関する事前説明会(レセプト情報等の提供に関する手続等について)の様相を追加しました |
| 平成26年3月28日更新 | 第20回レセプト情報等の提供に関する有識者会議に係る資料を追加しました
第2回レセプト情報等の提供に関する有識者会議審査分科会に係る資料を追加しました |
| 平成26年3月5日更新 | 第19回レセプト情報等の提供に関する有識者会議議事録を追加しました |
| 平成26年2月20日更新 | 第19回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料を追加しました |
| 平成26年2月7日更新 | 第18回レセプト情報等の提供に関する有識者会議議事録を追加しました |
| 平成26年1月17日更新 | 第18回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料を追加しました
第17回レセプト情報等の提供に関する有識者会議議事録を追加しました |
| 平成25年12月27日更新 | 第17回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料を追加しました
第5回レセプト情報等の提供に関する事前説明会資料を追加しました |
| 平成25年12月2日更新 | 平成25年度レセプト情報の提供に関する日程等(平成26年3月審査分)及び第5回レセプト情報等の提供に関する事前説明会開催案内を追加しました |
| 平成25年10月25日更新 | 第4回レセプト情報等の提供について追加しました
第2回レセプト情報等の提供(特別抽出)について追加しました |

照会先:

保険局総務課保険システム高度化推進室
(内線3161,3267,3269)

ご静聴ありがとうございました

